

学校生活のきまり

(服装、身だしなみ、持ち物について)

◎このきまりは、積志中にいる生徒全員が学習やその他の活動に対して全力で取り組み、社会に生きる一人の人間として成長していくためのガイドラインです。積志中の生徒として、一人ひとりが学校生活のどのような場面においても、「時・場所・目的」を理解しながら、「何がその場面にふさわしいのか」ということを考えることによって、より良い判断や言動をしましょう。

1 制服

- 登下校や儀式の際は制服を着用する。
- 制服を以下のように定める。制服には本校の校章を指定された場所に付ける。

冬季

上衣：本校が指定する型の学生服 または 本校が指定する型のセーラー服

下衣：本校が指定する型の学生ズボン または 本校が指定する型のプリーツスカート

夏季

上衣：ワイシャツ（白色） または 本校が指定する型のセーラー服

下衣：本校が指定する型の学生ズボン または 本校が指定する型のプリーツスカート

※上衣は半袖でも長袖でも可とする。

- スラックス着用の際はベルトを装着する。ベルトは黒色で無地のもの、装飾がないものを使用する。
- スカートの丈は膝頭がかくれる長さとする。

2 校内服

- 指定された体操シャツ、学校Tシャツ、ハーフパンツ、ジャージを着用する。それらには指定された名札を付ける。
- 体操シャツ、学校Tシャツは下衣の中にきちんと入れる。

3 下靴

- 運動靴（運動に適したもの）を使用する。※雨天時のレインシューズ等は可とする。

4 上靴

- 本校指定のものを使用する。上靴は体育館シューズを兼ねる。※必ず記名をする。

5 靴下

- 白、黒、紺、グレーの靴下（メーカーのロゴなどワンポイントが入っていてもよい）を着用する。

6 頭髪、身だしなみ

- 学習や運動がしやすい髪型とする。
- 頭髪は清潔さを保ち、整髪料の使用は禁止する。また、髪の色、脱色、染色、パーマ、バリヤー等の加工は禁止する。
- 前髪は目にかからないようにし、髪が肩にかかる場合は、ゴムで束ねる。束ねられない場合はヘアピンを用いて留める。
- 化粧や眉毛、爪の加工は行わない。

7 カバン

- 本校指定のナップサックを使用する。それに入りきらない場合は、サブバッグ等を使用する。（カバン類に、キーホルダーやマスコット等の飾り物は不可であるが、ネームタグは可とする）

8 冬季の防寒着

- 登下校時は、防寒対策としてウインドブレーカー（スクールコート）、マフラー、ネックウォーマー、手袋を着用してもよい。
- 制服やジャージの下に無地のセーターまたはトレーナーを着用してもよい。
- 黒色または紺色のレギンスを着用してもよい。

9 その他

- ピアスやイヤリング、指輪など、装飾品の着用は禁止する。
- 以下のものを校内に持ち込むことを禁止する。
 - ① 学校生活や学習に必要なもの（雑誌、漫画、通信機器、ゲーム、お菓子など）
 - ② 危険なもの（はさみ、ナイフ、カッター、ライター等）※授業で指示があった場合は持参可
- 体調管理の面や衛生面を考慮すると、ワイシャツやセーラー服、体操シャツの下に肌着を着用することが望ましい。

◎健康上の理由等で学校生活に不都合な点が生じた場合には、その都度、学級担任の先生に相談をしましょう。

◎このきまりの内容については、生徒の実態や社会の変化等を踏まえ、検討、見直しを行っていきます。